令和８年

第４回市議会定例会　議案第２４号

函館市流水占用料等徴収条例の一部改正について

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

函館市流水占用料等徴収条例（平成１２年函館市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表　１の表中「４１，５８０円」を「４５，３２０円」に，「７，８１０円」を「8，４７０円」に，「3，８５０円」を「4，１８０円」に，「１１，５５０円」を「１２，５４０円」に改める。

別表　２の表中「２１円」を「２５円」に，「３０円」を「３６円」に，「４５円」を「５４円」に，「６１円」を「７２円」に，「９１円」を「１１０円」に，「１２０円」を「１４０円」に，「５７０円」を「６７０円」に，「８７０円」を「１，０００円」に，「１，２００円」を「１，４００円」に，「５１０円」を「６００円」に，「８１０円」を「９６０円」に，「１，１００円」を「１，３００円」に，「５１円」を「６０円」に，「５円」を「６円」に，「１，０００円」を「 1,200円」に改める。

別表　３の表中「１４３円」を「１５４円」に，「１７６円」を「１８７円」に，「２３１円」を「２５３円」に，「９７９円」を「１，０５６円」に改める。

附　則

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は，この条例の施行の日以後の占用または採取に係る流水占用料，土地占用料および土石採取料その他の河川産出物

採取料について適用し，同日前の占用または採取に係る流水占用料，土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料については，なお従前の例による。

（提案理由）

河川法の規定を準用する河川に係る流水占用料，土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改定するため